

Title	キング卿の通貨観：第十九世紀英国地金論者の一先蹤
Sub Title	
Author	町田, 義一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1932
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.26, No.4 (1932. 4) ,p.515(1)- 571(57)
JaLC DOI	10.14991/001.19320401-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19320401-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19320401-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

正確ナル眼鏡



慶應義塾大學病院御用

四谷區麴町十三丁目十三番地

清野眼鏡店

電話(35)四谷四五四三番

三田學會雜誌

第二十六卷

第四號

キング卿の通貨觀

——第十九世紀英國地金論者の一先蹤——

町田義一郎

- 一 キング卿に對する諸家の批評——リカードオとの對照——貨幣論史上の彼の地位——著作刊行の事情。
- 二 卿の一般紙幣觀——紙幣の利益——アダム・スミスの紙幣論の是正——紙幣の本質と不換紙幣——通貨の需要の規準如何——發券の規準としての割引要求言説と支拂能力說——地金の價格と外國爲替相場。
- 三 地金の價格——アダム・スミスの說——對外貿易と不換紙幣並に外國爲替——實狀の據證——二反對說に對する回答——減價に對する反對と商人の立場。

- 四 對リスボン及びダブリン爲替—愛蘭通貨の紊亂の實狀—その救済策としての英蘭銀行券との引換並にその反對論。
- 五 卿の地方銀行觀—地方銀行の紙幣發行の利益—反對論に對する反駁
- 六 總括論—地金論者の面目—貴金屬又完全ならず—制限條例に對する非難—救済策再説
- 七 リカアドオの *Ingot Plan* をキング卿—Bonar の論據—卿の借地人への通知—「スタンホープ案」の提出—上院の演説—私見
- 八 自己辯護論—通告の直接原因—金の騰貴と地代の性質

## 一

貨幣論史上に於けるキング卿(註一)の地位を最も高く評價して居るのは N. W. Senior である。卿の *Thoughts on the Effects of the Bank Restriction*. (2nd. edition 1804.) を以て四十年餘の討議の後に於て、それに附加ふ可き或は是正すべきもの殆んどなき程に紙幣理論に就ての充分なる且つ大部分は眞理なる説明を包含して居る」と評した。Macleod は卿の所説「造幣價格以上に出る地金の紙幣即ち市場の價格の騰貴及び眞實の爲替の限度以下の外國爲替の下落は紙幣の減價の證據であり又尺度

である」を以て「キングの紙幣法則」(*King's Law of Paper Money*) と尊稱した。又近頃にも Hollander の如きは彼の前著を以てその内容形式共に同時代の Thornton の論文の冗長にして曖昧なると又 Boyd の熱情的なるに著しき對照をなすものとし、その表現は明快、簡潔、その精神は愼慮冷静にしてその議論は説得力あり、證據を擧げて結論をなすと過稱して居る。又 Bonar は彼を以て Ricardo の *Ingot plan* の一創見者と見て居る。併し乍ら一方に於て Silberling は卿を以て隱遁的且つ奇矯な性格の大地主にしてその所説は Boyd, Thornton, Horner の拔萃に過ぎずと評し、或は Angell の如きその著を當時の史上には重要なるも何等新しき理論的要素を包含せずと評し諸家の批評には毀譽褒貶の甚だしきものがある(註二)。

註一 Lord King (1775-1833) は名を Peter と稱し King 家の七世である。イートン校からケンブリッジ大學を出て貴院に列した。同院に於ては一七九七年の「銀行制限條例」に反對したかの King の友人達の小會派に屬して居つた。従つて彼も同條例には反對であつた事は後述の彼の所説で明である、或は寧ろ反對なるが爲に前述の一書を著はし又通貨問題に關して貴院に於て演説を試みる様にもなつた事と思はれる。本文前記の小冊子の初版の表題は *Thoughts on the Restriction*

of Payments in Specie at the Banks of England and Ireland. 1803である。同年二月二日に「銀行制限條例」の繼續案が上院に提出された際にその反對論を試みた後に刊行されたものである。而して翌年には訂正増補の第二版を刊行した。卿には外に加特力教問題に關する小冊子(一八〇七年刊行)と卿が外戚の子孫なるの縁を以て著はした「John Locke 傳」(一八二九年刊行)があるのみである。併し一八四四年に友人 Earl Fortescue はこの二小冊子と議會演説を主とした選集を公刊した。A Selection from the Speeches and Writings of the late Lord King. が之である。拙稿本文中に單に頁數のみを掲げたのは同書からの引用頁である。卿は尙經濟問題に就ては穀物條例の撤廢で幾度か演壇に立つて居る。通貨問題に就ても一八〇三年二月二十二日、同年十二月九日及び一八一八年二月三日の「銀行制限條例」に關連してと一八〇四年三月五日に「愛蘭銀行制限條例」に就き又一八一一年七月二日と七日に「メタムホープ條例」及び一八一二年四月二十八日に同條例の改正案に就き又一八一九年五月二十一日に正貨兌換の再開始の問題に就て演説して居る。その中一八一一年七月二日の演説は後述の如く卿自身を直接關係のある最も著名なものである。

尙「銀行制限條例」に就ては本誌第二十四卷第三號拙稿「一七九七年の金融恐慌を Bank Restriction Act の制定」参照。

註一 Senior の言は F. A. Walker—Money, 1891. p. 352 から引用したものである。

H. D. Macleod—Theory and Practice of Banking. 2ed Vol. I. p. 389.

J. H. Hollander—The Development of the theory of Money from Adam Smith to David Ricardo. (The Quarterly Journal of Economics. Vol. XXV. p. 456.)

J. Bonar—Ricardo's Ingot Plan (The Economic Journal. Vol. XXXIII. p. 282.)

N. J. Silbering—Financial and Monetary Policy of Great Britain during the Napoleonic Wars, (The Quarterly Journal of Economics. Vol. XXXVIII. p. 413.)

J. W. Angell—The Theory of International Prices. 1926. p. 50.

Ricardo が一八〇九年に金の價格騰貴に關聯して彼の最初の經濟論説を The Morning Chronicle 紙に寄稿し、翌年改めて一層秩序ある形式を以て同一問題の小冊子「地金高價論」(High Price of Bullion) を公刊するや彼はその序文の末に於て「彼はキング卿により斯くも巧妙に主張され、且つ之まで久しく凡ての人に確信されて居つた筈の論議に殆んど何事をも附言し得ないことを知つて居る。」とキング卿を殊更名指して居る(註)。此點又 Bonar の指摘する所である。

註 此序文は一八一一年の第四版に於て除かれてしまつたが The Morning Chronicle 紙への寄稿の Hollander の續刻書(一九〇三年)の註釋二七頁に掲げられて居る。

而して私見を以てすれば、キング卿が一七九七年の「銀行制限條例」の反對者の立場に於て同條例制定以後に於ける愛蘭の通貨の實狀に刺激され之を主として觀察し以て Macleod の所謂「キングの紙幣法則」なるものを中心として時論としての通貨論を著はしたのに對して、Ricardo がその後發生した英蘭に於ける同一現象を觀察して同一結論に到達したるを想ふ時 Ricardo がキング卿の所論に學ぶ所の多かつたであらうと云ふ事は否み得ぬであらう。而も Ricardo の敘述の明快透徹は終にキング卿の時に論旨を離れて時事の多岐に互り爲にその本旨を見失はれる恐なしとせぬ卿の敘説をして顔色なからしめたのである。

併し乍らキング卿の著作も亦第十九世紀に於ける英國通貨論争上の一主潮たる通貨主義者、地金論者の一先驅者として貨幣論史上に名を止む可き一人たる事に疑ひはない。而も彼に於ては未だその地金論の主張は尙不徹底なる處を免れぬが併しそれだけその後には於ける地金論者の如く融通性を欠くことなく又頑冥でもなかつた。

偕て第十九世紀初頭の英國を見るに一八〇二年四月にはアミアン條約が締結

され英蘭銀行は直ちに兌換を再開始し得ると公言した程であつたが、Addington は政治上の便宜をその主なる辯明として該制限を一八〇三年三月一日まで繼續する法案を通過せしめた。然るに一八〇三年一月末にはナポレオンとの不調を避ける希望も絶へ二週間後に政府は更に其條例の繼續を提議した。併し此時は盛んに反對論が説へられた。大藏卿は不利な外國爲替の期間が再開始を妨げたと主張し又 Thornton すら英蘭銀行は爲替が此國に有利でなければ安全に開かれ得ずといふ事に同意した。Fox は「我通貨が引續き不良なる限り、爲替は我々に不利である」と論じ而して調査委員會を提議した。(Hollander—op. cit., pp. 454-455. 參照)

此際、該問題に就て二月二十二日に上院の演壇に立つたキング卿は「制限條例」を以て國家の誠實を破り國民の貨幣財産を同行理事の自由たらしめるものと難じ、又當時は最高の商業繁榮状態にあるが故此制限を繼續するの要なしと主張した。卿の反對は單に紙幣の濫發に伴ひ紙幣が減價するといふ理由からのみでなく、大臣や銀行の都合で何時でも利用される前例となるが故に之に反對を説へるのであつた。(pp. 210-211) 斯くて卿はその暮春に既掲の小冊子を以て此問題に關する

彼の意見を、一層正鵠且つ廣汎なる形式で發表した。併し乍ら本書はその表題の示すが如く「銀行制限條例」の影響の下に於ける英蘭殊に愛蘭の紙幣増發の實狀を中心とせる敘述である、従つて彼の通貨観を窺はんとするやその理論は多く時事の叙説の間に介在する爲に體系を求め難く又自づこその本旨を看過することと共にその紹介の冗長散漫に流れんことを恐るゝのである。

## 二

キング卿は貴金屬の代りに紙券通貨を使用することを以て近世商業史上に於ける最も驚く可き且つ最も重要な事柄と見做し、而してその行使が最も進歩せる國々に於て普及せるは紙幣に伴ふ顯著なる利益があるからである、即ちその利益とは貴金屬の節約授受の勞の減少、遠隔國間に於ける交換の助長並に金銭的取引のこの上なき簡便にありとする。而して紙幣の流用は通貨の膨脹を來し物價の騰貴を醸すとの之が反對論に對しては、アダム・スミスその他の主張する如く紙幣は同等量の鑄貨に取つて代るを以て貴金屬の價値は此通貨の變更に依りて影響さるゝことなしと云ふ意見を以て眞理に近きものと見るのである、併し乍ら卿

は未だ之れだけでは事實の正當なる表示にあらずとして次の如き意見を述べて居るのである。

「人間の同意に依り價値の代表者として使用される諸金屬は製造用にも亦通貨としても或は諸國間に於ける爲替に影響を及ぼすために地金の形態に於ても用ひられる、而してその價値は従つて之等相異りたる目的の爲の供給がその需要に比例せるその程度に依存するであらう。それは各特殊の場合に於ける需要の増減に應じて騰落するであらう。」と述べ、例へば歐洲の風習が一變して金銀を全然使用せぬに至つたならば貴金屬の價値は大いに減ずるであらう。而して正貨に代るに紙幣を以てするも亦同性質の事柄であつて物價に對しては同一影響あるものと見るのである。即ち紙幣の代用なくんば使用せられる筈の鑄貨に紙幣が取つて代ることに依り鑄貨用の金屬の需要の減少を來し、そしてその同一額だけ金屬が増加したのと同結果となり、そのために貴金屬の一般價値の減少を來すのである。それ故に金銀の總量が同一だけ存するものと假定せばその價値は紙幣の増加によつて或程度の下落を生ずる譯である。併し乍らキング卿の見解で

は、金屬は普遍的需要を有する爲に斯く生じた結果は局部的ならずして他の凡ての國に擴がらねば止まぬのである、即ち或一國の紙幣の使用に依り生ずる金銀の價値の實際の下落は、斯かる通貨の高が、世界中の貨幣の鑄造及び商業上の目的に充當される貴金屬の全量に對する割合に應じて居り而もその割合は大ならざるを以て大して減價を來さぬのである。例へば佛蘭西に於ける Assignats の使用は歐洲の銀の價値に變化を及ぼさなかつた。されば「平時普通の状態の下に於て行はれる紙券信用の擴張は極めて漸進的減價を生ずるのみであつて、之を世界が全體として分擔し何等特定國に依り不便の感ぜられることがない」。之がキング卿の紙幣擁護論であつてその中には頑冥な地金論者流の考へ方は認め得られぬのである。

而して卿は紙幣を使用する國を以て然らざる國に比し多大の優越を享受するものと見做し、之を以て恰も製造業に於て重要な機械行程が一層安價な機械の使用に依り營まるゝと同一種類の利益に比するのである。併し乍らこの紙幣使用の利益は全然それが取つて代るその鑄貨の地位を正に補給するといふ事實に依

存するのである。而して此資質はその所持者の任意で直ちに正貨に引換へられ、通貨に依つてのみ保有され得るのである。茲に初めて卿の地金論者たる面目が窺はれるのである。然らばその鑄貨兌換の義務が停止さるゝや如何。彼はその通貨は最早此決定的價値を有せずして二原因、即ち公衆側の信頼の欠乏と紙幣數量の不當の増加に依り減價の危険状態にありと答へるのである。「斯かる變動に曝される通貨は明かに交換の媒介物或は價値の標準として極めて不適當なるものでなければならぬ」と見るのである。(pp. 55-59) (註)

註 茲に於て彼は一七九七年の「銀行制限條例」制定以前の英國に於ては、通貨が此原則の上に立つて居つた事を認め、鑄貨と紙幣との割合が此上なき適合を遂げ五磅以上は紙幣を又それ以下は正貨を使用して居つたと指摘し、小額紙幣の發行と流通を以て不利なり、即ち遠隔の地方に轉々して偽造の誘惑を生ずと云ふ。

次に卿は「銀行制限條例」の制定を評し、倫敦の商人及び銀行家の團體と他の大商業都市の團體の英蘭銀行に對する援助並に兩院議員の個人としての同種の行動によりその制定を見ずして切抜けられたらうと觀るのである。そして若しも兌換停止が避けられぬものであつたならば確定期を爲し再延長

を許さぬことにせねばならなかつたとの意見である。

更にその制定後に於ける紙幣の状態を以て(一)割引額の増加なきこと、(二)倫敦の商人銀行家の援助、(三)平價を以て税金として收納すること、(四)慎重と節制によつて紙幣の減價を來さなかつたことを敘して居る。(pp. 59-63)

然るに英蘭に於ては「制限條例」制定以後に於て従前に比し約五百萬磅の英蘭銀行券の増發がその減價を來さざるは當時非常に擴大した商業の必要とする額を超過しなかつた爲であると云ふ Sir Francis Baring その他同行辯護者の説に卿は反對し、該説を以て紙幣の現在流通高が、その増大した國の富と商業に比して小額であるといふ想定に基くものであるが斯かる「通貨と商業との間に有ゆる場合に於て一定比率が存する」といふ假定は全然誤つて居ること「及び」公衆の實際の需要以外には如何なる國に於ても流通媒介物の適量の確定され得る定則或は標準は存在せず、通貨の必要な割合は有ゆる他の使用財或は消費財のそれと同様に全く需要により自整される」ものであり、従つてそれは國により社會により又同一國に於ても時の相違により異なるものと觀るのである。一見富裕な商業國に於ては交換が盛んなるを以て多量の通貨を要する觀あるも事實は之に反す、即ち銀行の設立、

に依り個人をして日常の用に多額を保持せしめざるに至り、又爲替手形約束手形の使用により之を節約するに至る所以を叙し、その實例として卿は富と商業に於て英蘭に比して劣れる佛蘭西が Zeeher の算定ではその革命以前既に九千萬磅に相當する通貨を使用せるが、英蘭に於ては斯程の流通額を算定して居る著述家のなきを指示して居る。更に同一國にても繁榮と信用の遍き時期と警急と不安定の時節に依り異なるのである。されば卿は一定の富裕と産業の状態に於て必要とする流通媒介物の割合は決定的なものではなく變動し且つ不確定なものである。而してその需要に影響する諸原因は複雑多岐にして推定或は何等かの理論に據つて確定し得る數量たるを許さぬものである」と見るのである。(p. p. 64-67)

この目的の爲には、卿の此見解では、銀行がその紙幣の不當な増發を防止するに充分な保證であると屢々見做れて居る實際的な諸準則も全然不適當であると思ふ。例へば英蘭銀行は通常商人に對して爲替手形の割引をなし銀行券を發行するのである、そしてその手形が若しも虚偽のものでなく眞の債務者と債権者間の取引に關するものであるならば、斯く發行される銀行券は正貨兌換の義務の

存する限り必然流通する額を決して超過せぬであらうと推定されて居るのである。併しキング卿曰く「商人の偶々の便宜は公衆の永久的需要額とは極めて縁遠い関係はある。我々は同行が有ゆる場合に眞手形と虚偽手形とを區別する方法を有するものと想定するも、尙取引は個人間に行はれ、又支拂は爲替手形で多額に行はれることがある、そして社會全體に於ての斯かる取引の數或は額と何等の關係なき場合に於て又目的のために行はれるのである」。而も卿は同行の理事が手形の種類を識別し得ずして所謂融通手形は多々存するを以て「此不確實なことは割引を求める商人の要求を基礎とする通貨統制の爲の何等かの準則の使用及び適用には多大の困難と不斷の誤謬を生ぜしめる」と云ふ。更に卿は五分以上の徵利禁止法の存在するために商人が同行に貸付を求めその需要額の莫大に及ぶ事あるを指摘した。又「制限條例」發布後の實際問題としては割引の目的で同行に提出される良手形の高を以て同行の發券高の決定せらる可き規準を供するものと見做し得ぬに至つた、蓋し同行理事はその割引額を收縮せねばならぬと考へ、そして凡ての大商人、銀行業者に一定限度の信用を與へ其範圍に應じて各々一定の割合で割引をしたのであつた。斯くて正貨兌換の義務なき限り、その割合は全然任意的のものであり又それは社會の實際の需要に據らずして同行理事の意志と裁量に支配されねばならぬに至つた事を注意して居る。

右を以て卿は通貨の需要を確定する方法として割引の要求を基とした發券銀行の實際的な規準の不適當なる所以であると爲して居る。又「多くの人は英蘭銀行の廣く認められた支拂能力とその流通手形の金額を支拂ふ同行の豊富な資力とは紙幣過發を防ぐ充分な保證であると云ふ事、或は少なくとも通貨が之等の範圍内に限られて居るかぎり危険の心配がないと考へて來たのに對して卿は如何なる強度の信用或は支拂能力も發行される紙幣の數量に對し適當の考慮を拂はざるに於ては無制限な紙券通貨の價值を維持し得ずとの主張を以て之を答へ得るものとなした。

假りに一八〇三年當時の英蘭銀行は議會或は同行辯護者の主張通り其責任を遂行する才能並に支拂能力が完全なものとして尙社會の此信認と明かな支拂能力のある銀行の銀行券が減價を生ずる原因は何處にあるか。キング卿

は此原因を確める事を以て彼の著書の唯一の目的なりと稱して居る。(p.p. 67-70)

卿曰く「普通の場合には一銀行家の資本の金額及び彼の資金調達力はそれだけでは彼がその紙幣の発行をその同一程度まで行ふ方法を有するとの證左或は推測を興ふものにあらずといふ事を否定し得ない。彼の富裕或は信用がどうあらうとも、彼は必ずや一定數量以上の紙幣を發行せんと企てる度毎にその紙幣が支拂を求めて彼に戻つて来るのを見出す。併し乍ら普通の一銀行業の場合と英蘭銀行の場合とで區別する事は不可能の様に思はれる。それ故に卿は支拂能力を原則としての發行制限の規定は先きに述べた商人の割引の要求額を基とした規準よりも更に不正確を免れざるものと見做すのである。即ち募集追加に依り英蘭銀行の資本金とその財産額は無制限に増加し得るが、併しそれだからと何人も國民の通貨が無限に擴大され得るとか或は多大の減價を生ぜず著しく増加し得るとか辯護する者はないであらう。斯くて卿は有ゆる有價證券中最も安全確實な國債類すらも増發に依り減價の免れ難きものなりと指摘してゐる。

然らば實際上最良の發券規準は何んぞ。卿は兌換停止間に於ける英蘭銀行理

事がその發券高を統制し得る最良の實際的規準は地金の價格及び外國爲替の狀態に關する相混成した考察であるとするのである。而もそれすら卿は貿易の均衡に依り生ずることのある不正規の結果或場合には眞の標準を遠去かる事があるけれども此兩方面の一般的觀察は發行權の著しいそして不得策な濫用を防止するに役立つ處が大であらうと見做すのである。

以上述べ來つた處を總括して卿は次の如く述べて居る。「若しも如上の推論が論據充分なりとするならば、社會の場合々々が要求する流通の媒介物の割合を先天的に發見する方法の存在せざる事、それは何等指定し得べき準則或は標準を有せざる數量なる事、並にその眞の額は有效需要によつてのみ確め得るといふ事が惟斷されねばならぬ。通貨が貴金屬に依り用ひられる國々に於ては其數量は他の一切の場合同様に、此特殊の取引部門に精通せる個人の手腕と注意に依つて統制されるのである。即ち他の言葉を以てせば、通貨過多の場合にはその過剰を流通外に撤回し、そしてそれを對外商業に使用し或は又正貨不足の際には鑄貨に變ずる爲に金屬の新たな數量を求める地金商人に依つて統制されるのである。」

通貨が正貨に兌換し得る紙幣から成る場合には過剰或は不足は、情勢の要求するに従ひ、現金に對するか或は紙幣に對するか何れかの公衆の需要に依つて同様に防止される。——正貨に兌換し得ぬ紙幣の流通は此自然の標準を奪はれて居り、そして他の何ものをも認め得ないのである。斯かる通貨を統制する責任の委ねられた人々は正に最善の意圖を以て居つても永久の過誤を犯すの危険にある。最大限の可能な手腕と誠實とが彼等を大なる過失に對して保護し得るのみである。之を英蘭銀行の理事の例に徴するも彼等の經驗は或點に於ては斯かる通貨の統制の爲に適當の手腕と知識とを有することは否み難いのである、併し斯かる重大且つ困難な信任の適當な又獨立の行使を行ふだけの充分な決斷を彼等が有するや否やをキング卿は疑問とするのである。蓋し彼等は「制限條例」以來政治上の勢力に依り政府への融通を不當に増加し、或は同行の直接の利益から適當の制限以上の發券の擴張を行はんとする誘惑を受けたのである。(p. p. 70-73.)

之を以てキング卿はその著の第一節は相當する紙幣の一般論を終り節を改めて當時の英蘭銀行、殊に愛蘭銀行が事實上斯かる誘惑に屈したこと並に議會に依り兩行に委ねられた權限を兩行が不法且つ失當に行使したと信ず可き確たる理由の存する次第を否定すべからざる事實に依つて示さんとしたのである。

## 三

偕て「或國の鑄造貨幣の價值は貴金屬の既知の或量が賣却せられるその價格を確知することに依つて見出される。鑄貨形態にあると云ふ利益がその形態の金屬に地金以上に一定の優越點を與へはするが、併し之は決してその價值に何等多大の相違を生ずるに足るものとは如何なる場合にも思はれない。」それ故にキング卿は何れの經濟論者も金銀の市價を以て純粹の或は減價の通貨の最も正確なテストとなす點に於て意見を等しうして居るものと見做し、Adam Smithの「此等時々の變動の下に於て、金地金又は銀地金の市價が數年の久しきに互り間斷なく、常に毅然として多少其造幣代價の以上又は以下に持續するの實ある時は、吾人は確固不變なる此高價又は低價が鑄貨其物の状態の中に存する或原因の結果にして、其原因こそ正に其當時に於て鑄貨の一定量をして其の當然含有す可き地金の正確なる分量よりも或は高價ならしめ或は低價ならしむるものなることを確認す

るを得可し。蓋し結果の不變にして確固たるは其原因に相當せる確固不變のものあるを想はしむればなり。氣賀博士譯九十六頁との所説を引用し、鑄貨に關する此觀察は不換紙幣にも等しく適用し得るものと見る。併し乍ら不換紙幣はその數量及び價值の大變動を蒙り易きものなるが故に、金或は銀の市價は斯かる通貨に適用し得る更に一層特殊なテストである。地金は有ゆる商品中價格の最も變動少なきものであつて遠き時代と比較すればその價格は蓄積或は新鑛山の發見により影響を蒙ること大なりと雖も短期間に於ては靜止的のものと思見し得ると考へて居るのである。

次に卿が地金の價格以外にこれ程正確ではないがやはり兩種通貨の一テストと見るのは外國爲替の状態如何である。正貨は内在的價值を有するので數量の超過に依り減價を來すことなく剰餘は他國に輸出されるものと見るも斯かる資質を有せぬ不換紙幣はどうか。「それはその流通する國內に限れて、單なる地方的價值を有するものなるを以て該國內に残存せねばならぬ、而して若しも需要以上に増加したならばその超過の程度に應じて減價せねばならぬ。商取引

の過程に於て此數量の増加は直ちに發見せられる、そして物價は比例して騰貴する」。

而して又對外貿易に就て見るも、同様の結果が諸外國との取引上にそれぞれ國の通貨の状態に應じて起る。一國の低落通貨は他國の純粹通貨に對して商量せられ、減價の程度に従つて控除される。此額に正に等しい加算が前者の國の一切の負債に行はれる、而して負債の明白な増加はそれに相應した影響を爲替相場に及ぼし、その相場は最早二國の商取引の相互關係の正しい標準ではないのである。輸出入が正に均衡して居つても、貸借が等しくても、尙通貨がその内在的價值を異にする爲に、爲替は實際には平價でも、通貨の低落した國にとつて不利なる觀を呈するであらう。(註)(P.P. 7475.)

註 キング卿はこの地金の價格を爲替相場の二種のテストを基とした低落通貨の證明が既に一八〇〇年十二月に公刊された W. Boyd & A. Letter to the Right Honorable William Pitt, on the Influence of the Stoppage of Issues in Specie at the Bank of England. 中に於て強調されて居ることを認めて居る。併し彼は Boyd が餘りその減價の程度を過大に主張し又實際以上に、物價に及ぼしたその影響を之に歸せしめた爲却

つて論敵を有利ならしめたその評を下して居る。

當時三年以上に亙り地金は異常且つ急激に騰貴し又歐洲大陸との爲替の一般成行は同程度に不利になつて居つた。又同期間に於て英蘭銀行の不換銀行券は前例なき程の増加をなして居つた。故に卿は「確からしい論據に立つて、地金が騰貴したのでない、併しそれが交換される紙幣が安くなつたのである、蓋し何品でも供給の豊富或は稀少に應じて安價にも或は高價にもなるものである」と推定し得るであらうとなす。次いで卿は此推測に對する實證として制限條例制定の當初に於て英蘭銀行理事は多大の注意を以て行動し、而してその發券額を千百萬磅から千百五十萬磅に限定して居つた爲に何等の不便を生ぜず、一七九九年までは爲替相場にも地金の價格にも變動のなかつたものが、その後の増發爲替の不利（ハンプルク宛二割の下落、地金の價格騰貴等を更に附隨的な穀物の輸入、一時的平和の回復、或は地方銀行數の増加等と相關聯せしめて説明し、又一七七二年の貨幣改鑄以前の低落通貨と當時の外國爲替の不利なりしことから更に轉じて佛蘭西の Assignats の前代未聞の減價を引證して居る。(p.p. 76-82)

併し卿の此推測に對しては二個の反對意見が提起される。即ち

第一は Assignats の如き場合には減價した紙幣は必然逆歩を生じたのであるに當時の英蘭銀行券には何等このことが起らぬではないか。

卿の之に對する回答は、不換紙幣の過發は逆歩となる傾向を有するも何時も此結果を來すものとは限らぬと見る。之を生ぜぬ時には一國の通貨は正常且つ完全な状態にある、即ちその時はその交換用具の實價と名價とが正に等しいのである。「併し此完全な價值と、積極的な且つ明白な逆歩を生ずる程度のその低落との間には可成の空隙がある、而してその減價は此直接の證左を生ぜず、に一定の程度まで行はれるのである。蓋しその結果を生ずる爲にはその差額が、大陸に鑄貨を輸出することに依り受ける危険或は保険料一切の費用を償つて尙商人に有利になるだけ充分な額に達せねばならぬのである。我が紙券通貨が減價の此中間状態にあるものと假定するに、引續き流通する金貨は銀行券以上の大なる價值を有し得ず、商賣人をしてそれを熔して輸出する爲に高値で買入させるに足るだけの誘惑がないのである」。それ故に卿は英蘭銀行券の發行が一定限度に限られて居れ

ば同一名目額の紙幣と金銀との交換には逆歩を生ずることはないと思ふのである。然るに愛蘭に於ては此逆歩を生ずるに至つたのであるから愛蘭銀行理事がその限度を犯したものと見做され得るのである。

卿の推定に對する第二の若干重要性を有する反對意見は公衆は現行通貨制度に同意して居るといふ事である。銀行券は法貨ではないので現在の通用は任意的なことである。併し一般の同意によつて法律上には然らざるも鑄貨に取つて代り而して國民的通貨の標準となつて居ると。併し卿曰く、公衆が此手段に同意する様に説得されて居るからと云つて彼等が何等の質疑も有さなかつたといふことには決してならぬのである。唯紙幣の過剰から生ずるその漸進的減價は多數人民によつて久しきに亘つて看過されることがあるかもしれないのである。又「損失の原因が明白な際にすら人々は屢々一般の非難を恐れてそれに従ふ様になることがあるし又不満と國家信用を毀損せんとする陰謀の責を負はされる危険を賂して法廷に彼等の權利を主張することを欲せぬのである」と云ふ。(而も卿自身は一八一一年に非愛國者の謗を意とせずして通貨の減價に抗して地代の金貨

拂或は割増拂を要求し終に Stanhope Act の制定を見るに至つた次第は後に敘する通りである)。

更に卿は曰く、その損失が著しくなる時は終には此嫌ひは打勝たれるに至り、例へば愛蘭の或地方(殊にベエルファストとその附近)では愛蘭銀行券はその頃實際に信用を失し、そして一切の物資の賣買には金貨或は正貨兌換の地方私銀行の銀行券によつてその支拂が行はれて居ると。——併し未だ愛蘭銀行券はその國民の大多數の間に於て流通して居つたのである。

卿は又英蘭銀行券及び愛蘭銀行が或程度の減價を來しても尙一般の警急や反對を生じない幾多の理由を載げて居る。即ち

確立せられた通貨は無關聯な個人が反對を説へても何等成功せぬは明かなことである。之を有効に行ふには全商業關係者及び倫敦とダブリン居住の商人の大團體から反對が起らねばならぬ。然るに之等の人々は國家の通貨の法定標準の維持には一般的な利害關係を有するが併し彼等は屢々之等の銀行に貸付を求め、るので之等の信用を支持することに一層強大な且つ一層直接な誘因を有する。

のである。

この矛盾を卿は次の如く説明する、即ち自然に流通する數量以上の紙幣の増發は當然物價の騰貴を來すがこの影響は發行と同時に起るものではなく新通貨が社會中に流通し凡ての物資の價格の影響するには若干の時を經過せねばならぬ。この新紙幣の創造と物價騰貴の間隙が同銀行から貸付を受ける人々が利益を得る源泉である。紙幣の直接發行を受ける商人はそれを當時彼等の支拂つて損なき價格での品物の仕入に用ひ、或は又之等の價格を以て商品に對する信用を得る爲に従前の負債の返済に用ひられるのである。斯くして商人は紙幣發行の結果たる物價の騰貴を來すや、その品を賣り之によつて普通の利益以外の利益を納め得るのである。又若しその商人が輸出商なる時は、彼は平素の利益以外に品物購入の際と送金の到着の時との間に通貨に生ずる減價額をも利することになる。斯くてキング卿は一七九七年の「制限條例」は倫敦及びダブリンの商人の利益の源泉となつたと評して居る。(p.p. 83-86)

次に卿は節を改めて英國の當時に於ける對歐洲大陸及び印度の貿易關係を觀

察し此點よりは英國が歐洲に對し爲替關係上有利なる可きに而も、久しきに亙つて爲替の不利なるは錯雜せる且つ減價せる通貨の決定的證據たるに過ぎぬ」と論斷して居る。(p.p. 86-92.)

#### 四

斯かる對外爲替不利の間に在つてリスボンとダブリンとに對する爲替は倫敦にとり例外的に有利な状態にあつた。リスボンでは葡萄牙政府發行の紙幣が流通して居つたが濫發の爲減價して居つた。従つて爲替相場もその通貨の名目價值によらず實價に従つて變動して居つた。

愛蘭の通貨に就て見るに、溯つて一七九七年の當時には同國の爲替は有利であつたし又同地には金が豊富に存在したにも拘らず、英蘭銀行の制限條例が制定されるや愛蘭銀行は之に倣つた、そして單に英蘭との統一を求める熱狂心に促された愛蘭議會に依り通過された一條例に依つてその正貨支拂の停止が命ぜられたのであつた。(Andréade-History of the Bank of England. p. 214)

併し倫敦宛のダブリンに於ける爲替は一七九九年までは愛蘭にとつて變化が

なかつた。然るにその後愛蘭銀行券から成るダブリンの通貨は増發のために英蘭の通貨に比して大下落をなした。今兩國の發券高の増加を比較するに一八〇三年二月には英蘭銀行券は一七九七年以前の平均高に比して五割増加即ち千五十萬磅と千六百萬磅の差なるに、愛蘭銀行券は一七九七年二月の流通高の四倍(六十二萬千九百十七磅から二百六十三萬三千八百六十四磅)となつて居つた。而して紙幣は減價し、爲替は不利なるにも拘らず同行は更にその發券高を五倍に擴張するを可と見做して居つた。

此増發は紙幣對金の交換に變動を生じダブリンに於てはギニー金貨は打歩(二志六片の割増)で賣却された。同一現象は數年を出ずして又英蘭に於ても發生しRicardoをしてMorning Chronicle紙に彼の處女論文を投稿せしめるに至つたのであつた。(註)

註 卿對リカードオの此點に就ての私見は既述の通りである。尙愛蘭の金融恐慌並にその「通貨委員會」の顛末に就てはAndrades—op. cit., p.p. 214—217. Macleod—the Theory and Practice of Banking, 5 edition, vol. II, p.p. 8-22. 春日井薫氏著「貨幣學說研究」不換紙幣篇第百二十二頁—百三十八頁參照。

尙紙幣濫發は又爲替相場に影響し、倫敦宛送金は一八〇一年の七分の不利からその後一割二分に及んだ。更に通貨及び爲替の攪亂の原因が此濫發に起因せるは次の二事實に依るも明かであつた。即ちその一は愛蘭銀行券を通用せず正貨又はその地方の銀行券を使用するベエルファスト及びその附近とダブリンとの間にも爲に取引上の混亂を來し愛蘭銀行券は逆歩となつた。従つて對英爲替は同一愛蘭内にては地方に依つて異りベルファストと倫敦との關係は制限條例制定以前と變化がなかつた。

又愛蘭の貿易に就て見るも過去二十年程は均衡を保つて居り、爲替状態に何等著しい變動を生ぜしめるものはなかつた。

されば以上の如き愛蘭銀行券の減價は一七九七年二月以降に於ける愛蘭の危険状態の爲に内在的價值を有せぬ通貨を受取ることを入々が欲せぬ爲もあつたらうし又愛蘭は英蘭に比して住民が無知未聞なるが爲と愛蘭銀行券が英蘭銀行券に比し製法粗末なる爲とに依り偽造され易かつたといふ事情などもその價值を減せしめたであらうが、併しやはりその主原因は之を増發に歸せねばならぬ。

(p.p. 92-96.)

私見を以てすればキング卿をして通貨問題に對する卿の注意を著しく促して通貨に關する此書を著はすに至らしめたものと思はれる一八〇三年當時に於ける愛蘭の通貨状態を卿に従つて敘せば以上の如き次第であつた。

卿は斯かる増發と減價とを以て全く同行理事の大なる不仕末に依るものと難じ、議會に依り一般公衆の利益の爲に委ねられた大なる信任を株主の私利の爲に逆用したものと見た。(註)(p. 87)

註 キング卿は一八〇四年三月五日の貴院に於て、愛蘭銀行制限法案に就て發言して通貨の減價以外の理由、即ち國內の混亂といふことに依り之を説明せんとするを排し、同國內に内亂あり又佛軍隊は國內にあり而して佛艦隊が沿岸を脅かせる當時九分の逆歩で、平和の回復せる一八〇二年に一割二分——一割三分の逆歩なることを指摘した。更に増發に對する防止策は兌換の外なく同行理事の誠實の如きは保證ならぬと見た。而して兌換制度の下に於ては増發部分は銀行に歸來するも不換紙幣にては増發なりや否やを知る標準は金の消失以外にはないと述べた。

又通貨は一割減價せるに依り増發の爲に愛蘭國民は一割盜まれたも同然

なるに、愛蘭銀行は増發に依り利子を納め、その配當を一分増し而してその株價は引續き騰貴して居つた。

更に彼は本文で述べるが如く愛蘭銀行券を英蘭銀行券で引換へよと唱へた。その弊害の一として偽造を挙げた。而も偽造に依る損失は文盲の貧困者に歸した、蓋し當時の紙幣は署名によつて授受されたのであるが彼等にはそれが讀めなかつたからである。(p.p. 217-220)

然らば此愛蘭の通貨の紊亂の救済策如何。之を一般的にしては不換紙幣濫發に對する對策如何の問題である。以下は卿の所見對策である。此紊亂の明白且つ唯一の救済策は従前の正貨兌換復歸に外ならぬのである。併しキング卿は、此方法は英蘭銀行の制限が存續する限り公正且つ妥當に行ひ得ぬものと考へた、蓋しその期間愛蘭銀行は必要な正貨の供給を得ることが殆んど不可能なるが故であつた。

然らば一時的手段として存するのは立法部が愛蘭銀行の發券高に或積極的の且つ有效な制限を加へるにある、併し乍ら之れ又既述の通り愛蘭の現状に於て必要とする流通の媒介物を推定し算出することが困難である。茲に於て最も簡明

且つ又實際的な規定で而も何等の困難或は不便なきもの、即ち議會に於て此際提案された手段「愛蘭銀行に對して要求拂で英蘭銀行券を以て支拂ふ義務を負はせること」である。

此種の統制は同行理事をしてその發券高を制限するの必要と、而して愛蘭銀行券をこれ程に減價して居らぬ英蘭の通貨の程度に引戻す必要とを課するのである。此事は愛蘭銀行に對して不公正なる條例なりと云ふ苦情の種とはならぬのである。蓋し同行は一七九七年の條例以前には英蘭の金貨で支拂ふ義務を負ふて居つたのであるから、今やそれと同一妥當さを以て此國の現通貨でその債務を償還することを要求されて居るに過ぎぬからである。

此統制は愛蘭銀行をして當時の蘇格蘭の諸特許銀行と同一状態に置かんとするものであつた。蘇格蘭銀行の銀行券は何等の不便もなく又英蘭の通貨以上に減價することなく又倫敦對エジンバラの爲替も順調であつた。

此提案は英蘭銀行券を愛蘭に流通させる結果とはならぬのである。——殊に偽造の危険等の理由で——英蘭の遠隔地及び蘇格蘭に於ても現に流通することは

極めて少なく、單に一七九七年以前の金貨同様に英蘭銀行券は之等の地方に於ける通貨の標準であつて一般の流通は殆んどないのであつた。

更にキング卿は該案の反對論たる英蘭銀行券を購入する爲に金貨を愛蘭銀行が購入せねばならぬと云ふ意見に答へて、英蘭の他の商品同様に爲替手形で購入し得るのである、併し愛蘭銀行が現在同様に割引を擴張して居つては爲替相場は不利となり、その損失は手形の割引をしてやることに依る利益よりも大となるので自づと同銀行券の發行を收縮せざるを得ぬに至ると見る。但し卿はその急激なる收縮が愛蘭商人に大打撃を與ふるの危険を認めて用意周到且つ漸進的に之を行ふの要ある事を説いて居る。(pp. 99-103.)

進んで卿は此提案が一八〇三年の愛蘭銀行制限條例の繼續に際して貴院委員會に於て可決せられた次第を仔細に述べ、更に英蘭銀行と愛蘭銀行との合併案の敢へて益なく且つ實現の不可能を指摘し、又愛蘭の爲替の不利をその在倫敦の不在地主への送金にありとする説を貿易關係から駁してこの節を終つて居る。

五

愛蘭銀行の擁護者中には同國の斯かる著しい通貨と爲替の紊亂を以て地方銀行制度の擴張とその銀行券の發行の増加に依ること大であると主張する者があつた。キング卿は之を反駁して銀行の成立とその成功發達の事由を述べ、その商業界に與ふる便益を敍して更に地方銀行の紙幣發行に論及するのである。次に極めて簡単に卿の地方銀行並にその發券論を窺ふこととする。

卿曰く如何なる國家も地方諸銀行の助力なしには大いに紙幣を流通せしめることの充分なる利益を納め得ずと。卿は明かに發券分散主義の主張者なる觀がある。(註)

註

然るに卿は溯つて愛蘭銀行券の英蘭銀行券を以てする引換を主張せる際に「無制限紙券通貨は如何なる形態或は如何なる状態の下に於ても一般公衆にさり安全或は有利に存在し得ぬが併しそれが或一の經驗あり且つ責任ある團體に委ねられたる際には大なる濫用の危険は最も少ない。帝國の各地方に獨立の銀行の設立は斯かる銀行の設立されたそれぞれの地方に於て流通の媒介物の價值を永久的動搖に服せしめるさいふ必然的結果がある。斯かる制度の下に在ては多數銀行の紙幣は種々なる國の低落鑄貨同様に、その相互の價值によつて相違し、而して紙幣を發行する權限の行使せられる慎重さ

節度の程度の異なるに従つて異つた割合で減價せねばならぬ。(p. 101) 以上の所説は明かに發券中央集中主義に賛成して居るのである。されば茲に説く所は一見矛盾せる如き觀を懷かしめるのである。前の説にては全然獨立せる多數發券銀行の設立に反對せるものであつて、後説では中央銀行の統制下にある地方發券銀行に賛せるものであるが、結局——或は當時の金融界の實狀としては、中央發券銀行の有効なる活動は期待し得なかつたかもしれぬが——此點甚だ不徹底なりと云はねばならぬ。

一の國民的銀行に依り發行され、首都に於て支拂はれる紙幣通貨は遠隔の地方では大いに有益に或は廣くは決して流通せぬものと見る。紙幣の流通の完全な成功を納めるには(一)偽造の危険なきこと(二)即時の且つ直接の支拂の方法たることを要す。此程度の便益と保證とは直ぐ近く或は相當の距離内で發行され又支拂はれる紙幣にのみ見出される處である。

又偽造は國民的銀行の場合よりも地方銀行の場合に防止し得ること大である。更に地方銀行はその地方の財界の實狀に通ずるを以て融通手形の行使なども防止し得る。地方諸銀行間の競争は多大の注意と手腕と賢明な管理とを生ずる。

次に地方銀行が農民に貸付を行ひ、爲に食料品が安價の際には市場に出でざるに至り、當時食料品の騰貴を來す一因となつたとの説を駁した。一方不確實な基礎の上に設けられ、又思慮なき且つ不當な投機を行ふ地方銀行の存在を否定せざるも卿は之に對しても一應の辯護をみた。

或は地方銀行が困つた際に英蘭銀行に依頼し(例へば一七九七年の例の如き)爲に同行に多大の不利を醸すに至ることありとの非難に對しては、キング卿は之を以て紙券通貨の大膨脹及び同行が法律上與へられた獨占權から生ずる不可避的結果であると爲し、而してその獨占權の結果同行を王國內に於ける金の唯一の大貯藏所たらしめたと見る。又一七九七年二月の取付を以て帝國の國債と大陸への補助金との政治上の事情にあつたのでその際の困難は何等地方銀行の爲ではなかつたと評した。(P.P. 108-115)

更に英蘭銀行の擁護者が地方銀行券の濫發が通貨の減價の原因なりとするに對して此普及せる意見の全然根據なしとする點に於て Flinton と同意見であつた。

個人銀行の紙幣は英蘭銀行券と直ちに引換へらるゝを以て、前者は恰も一切の紙幣が従前金貨により統制されて居つたのと同様に後者の標準によつて統制されて居るのである。而も此事は一七九七年の制限條例以來私銀行券の増加の行はれたといふ事實と相矛盾することではない。この増加はその制限の直接の結果である、而してその時以來英蘭銀行券の増發となり此増加が同等の割合で私銀行券を増加すると云ふ結果を醸したのであつた。

既述の如く當時の英蘭銀行券は通貨の標準であり、而して時に各地方への送金に使用されることあるも一般には流通せず倫敦とその附近に限られ、又蘇格蘭の諸特許銀行の紙幣もエデンバラとその近隣に限られて居つた。そしてそれぞれ地方ではその地方の銀行の銀行券が流通すると云ふ状態であつた。偽造の危険、その發見の困難、紙幣の正貨兌換或は新紙幣との交換の面倒等は廣い範圍に通用されるに至ると共に増加した。それ故自づと各銀行はその流通の範圍を限定することゝなつた。そして時には遠方に持出される事もあるも直ちに發行した銀行へ送り返された。當時の紙幣の流通は未だ斯かる幼稚な状態であつた。

更にキング卿は曰く、價值の標準となり且つ他の一切の通貨が結局それと引換へられる要素たる該交換媒介物は、それが金貨であらうが或は不換銀行券であらうと、それより劣つた凡ての通貨の數量と價值とを決定するのである。即ち英蘭銀行券がその標準となりたる以上は諸地方の銀行券は英蘭銀行券と引換へられるといふことになつてそれぞれ特定の地域内に於て過剰となることが防止されるのである。而して之が過剰とならんとするや英蘭銀行券と引換へられて倫敦への支拂の爲に送られ、斯くてその地方の通貨は過剰濫發に陥ることを免れるのである。それ故私人銀行業者の銀行券をして英蘭銀行券の價值以下に低落せしめぬ様にする必然的な原因が存するのである。又同一理由が地方銀行券をして英蘭銀行券以上に高價ならしめ得ず、之を同一水準に置き、而して交換の一般媒介物なる該通貨が低落するや一切の他の流通の媒介物も亦それに應じて減價を來すに至るのである。(pp. 115-121)

最後に卿は地方銀行には部分的な偶發的な不利あれど、大體に於て一般公衆にとつて有益なものであつて法律上の保護を受ける資格を備へるものであり、而して英蘭銀行に排他的特權を與ふ爲に之に制限を加へんとするは他の産業部門に於て私人或は私會社に獨占權を與へんとすると同様に不公正な且つ拙き政策であると論斷した。以て卿の地方銀行論は終つて居る。(p. p. 123-124)

## 六

紙幣一般に就ての敘述を前論として上來述べ來た所は多く當時の特に愛蘭紙幣の減價の實狀を中心とし之が匡救策に及ぶ多岐に互れるものなるを以て或はその論據を爲す卿の所説を看過するの輩なしとせぬのであるが、キング卿は茲に節を改めて總括論を試みるに當り先づ地金論者の面目を明かにした理論を開陳して居るのである。即ち

「前論全體は若干の大なる且つ否定すべからざる原理に基いて居る。——有ゆる、公正な交換の媒介物の不可欠の必要且つ唯一の眞の基礎は内在的價值であるといふ事——貴金屬は有ゆる時と場所に於て此性質を最も多く又最も變動するにと少なく有して居るものとして、此目的の爲めに選ばれたのであるといふ事。——而して内在的價值を眞實に有せず或は又之を本當に代表せぬ交換の媒介物を設

けることは正義の第一原理に相反するものであるといふ事。

然らば紙幣は如何。紙券通貨の利益は既に充分卿の認めたる所であるが、併し乍ら之等の利益は公正な交換の媒介物にそれが全然依存するといふ事、即ち紙幣が用られなければ該目的の爲に使用される可き貴金屬のその數量に紙幣が正確に等量であるといふ事に依存するといふ事は説明されたのである。それが此價值を持つ爲には此種の通貨は直ちに且つ無條件に正貨に兌換する可きことが必要である。此兌換の力が、それに對して價值の代表者と見做される或公正な名稱を與へ得る唯一の性質であり、又斯かる通貨が曝される濫用を防ぐ唯一の保證である。斯かる力なくば、それは信用の欠乏及び數量の過剰の兩方に依り減價の絶へざる危険にある。前の原因は不確定且つ不規則であつて輿論並にその紙幣が發行される政府或は銀行の信用に依存するのである。併し後の原因はその結果に於て不斷且つ一律である。數量の過剰は必ずその過剰に比例して通貨を減價せしめる。(p. p. 124-125)

併し乍ら卿は既述の如く流通用具の減價が一切の爲替と交換に影響を及ぼす

と主張する側又之等が他の原因に依つても變動を蒙ることをも認めて居るのである。而してこの通貨低落の弊害は公共の債權者及び限られたる或は一定の所得にて生活する社會階級の人々に彼等の財産上多大の損害を及ぼし、又爲に契約の誠實も間接に破られる事となるを見る。而して貨幣の價值低落と共にその收入の増加する方法を有する人々のみがこの損失を免れ得るに過ぎざる所以を指示して居る。併しキング卿は之等の弊害を以て敢へて増發減價せる不換紙幣の場合に限られたるものとは見ぬのである。それは通貨が最も純なる状態にある場合にも亦或程度免れ難いことである。貴金屬そのものは價值の最良の實際的標準ではあるが完全な真相と精緻とには甚だ欠くる處がある。(p. 127) 此言は彼が未だ必ずしも頑冥な地金論者にあらざることを示すものである。更に彼は甚だ不充分乍ら次の如き觀察を爲して居る、時代の進歩と共に又時の経過の間にそれは大なる變動を蒙る。追加税の必然的な結果により又一層多大の生活費により、凡ての賃銀は次第に増加し而して同一量の鑄貨は最早同一部分の勞働或は物資を表示せず。又卿は餘り多からざる事柄なりとするも尙その減價が貴金屬

の増産による事あるを認めて居る。(p. p. 127-128.)

翻つて彼は再び一七九七年の制限條例の問題に及び此制定を以て行政府に委ねられたる権限以上のものを英蘭銀行の理事に與へたるもの、即ち國民的通貨の標準を統制し又その標準を勝手に左右する権限を與へたものと非難する。一時的手段の提案に基き凡ての個人の財産並に國內の金錢上の利害關係が立法部に對し責任を負はず又憲法上に知られぬ一商事團體の判斷に委ね得らるゝといふ惡先例を立てたものと評して居る。そして此制定は公共の債權者に對しては、有意的ならざれども積極的な議會の誠意は破壊されたのである。即ち國家の誠意は債權者に正貨で支拂はれる契約のされた配當金の支拂に減價した銀行券を受取らせることに依つて明白に破られたものと難じた。而も之によつて政府も利する所はなく経費は膨脹し、公債及び租税を増し以てその収入を勞銀と物價の騰貴に適應せしめねばならなかつた。

更に卿は此條例の存續と共に回復の困難は増し、そして當初は一時的融通手段であつたものが終には國民的弱點と萎靡の永久的原因となる事を恐れた。(p. p.

129-131.)

卿は既に論及した救治策を重ねて敍し、有效なる救済の爲に重要なことは慎重周到なる手段たるを要し、輕急なる方法の採用すべからざることを警告し、正貨兌換再開始にはその鑄造及び通貨制度に統制を加へ以て、一七九七年の兌換停止を大いに助長した様な國內の金融上の困難を再演せざらしむ可しと説いた。そのためには銀行理事は再開始の準備方法として割引の制限を必要とすれども之を急激に減少する時は商業界に混亂を惹起するの輩あるを以て漸進的に行はねばならぬ所以を述べ、而して最終停止期間の確定と通貨制度の急激なる變化の爲に生ずる恐ある混亂の防止との爲に議會の調査を必要とすと提議して居る。

併し又卿は紙幣發行の收縮は金と紙幣と平價になりそれが確實となればその時は紙幣の方が便利なるを以て正貨に代つて紙幣の流通することになるであらうと見る。一方に於て正貨の充分なる供給を得る爲には彼は鑄造制度の改正と當時の「鑄貨輸出禁止法」の撤廢を主張して居る。即ち鑄造料の賦課を以て鎔解を防止すると共に前記禁止法を撤廢に依り正貨のまゝ流出するも、再びその貨幣形

態で再流入せしめるの手段を講ぜんとするのである。その上に鑄貨供給流通を充分ならしむる一助としてポルトガル貨幣をその内在價值に従つて通用せしめることを説いて居る。(P. P. 131-137.)

而して最後に當時の銀貨の不足とその粗悪状態、並に金銀の法定比價と市場比價の相違を説き之が改鑄問題に及んで本論を終つて居る。(pp. 138-146.) (註)

註 本書は尙一七八九年以降の爲替相場と銀相場、並に愛蘭銀行券の發行高の二表とその説明追加並に東印度貿易が歐洲大陸との爲替を有利ならしめた所以に就ての覺書を附載して居る。(P. P. 147-161.)

七

James Bonar が既述の如く Ricardo がその「地金高價論」に於てキング卿に負ふのみならず彼の Ingot Plan に就てもキング卿は彼に先んづる者であると主張して居る。その論據は次の通りである。

Ricardo の該案のヒントが初めて表はれたのは「地金高價論」の第四版(一八一一年)である、而もその附録に於て此問題に觸れたのである。然るにキング卿は一八一

一年三月に借地人宛の卿の有名な書簡中に於てとその書簡に對する非難に答へた同年七月二日の議會の演説に於て開陳して居ると Bonar は觀察して居る、即ち「その着想は世間に擴つて(in the air)居つたのかもしれない、兩人は極めて良き友人であるが互に知らせて居ない。キング卿はその着想を私契約に適用し、Ricardo は全通貨制度に適用する。」(J. Bonar-Ricardo's Ingot Plan. The Economic Journal. Vol. XXXIII. P. P. 281-282)

然らばキング卿の名高い書簡とは如何なるものと云ふに、一八一一年當時の紙幣の減價に對して彼の利益を保護すると共に又理論上の問題をも解決せんとして借地人に回章をまはして將來は金地金を以てか或はギニー金貨でか又はポルトガル金貨でか若しくは地代を支拂ふに要する標準金の量目を現在の市價で購入するに足るだけの金額の銀行券を以て支拂ふ様に要求したのであつた。而してキング卿の要求の理由は借地人達が金及び大不列顛の合法貨幣を以て支拂ふことを承諾した一八〇七年には金は一オンス四磅であつたが當時のその價格は四磅十四志つまり百磅に就き十七磅十志の値開があつたことである。此要求は

合法的なものであつた。蓋し一七九七年の制限條例は英蘭銀行に正貨兌換を停止する権限を與へはしたが強制通貨の布告はして居らなかつたからである。更にキング卿の正當であつた理由は當時農産物の價格が騰貴しつゝあつたのに借地農民はその地代を下落した紙幣で支拂つて居つた事である。(Andri ad s-op. cit., pp. 235-236. 參照)

今彼の書簡全文を轉載するに次の通である。

“By the Lease, dated 1807, you have contracted to pay the annual rent of 100l. in good and lawful money of Great Britain. In consequence of the late great depreciation of paper money, I can no longer consent to receive bank-notes at their nominal value, in payment or satisfaction of an old contract. I must therefore desire you to provide for the payment of your rent in the legal gold coin of the realm. At the same time, having no other object than to secure payment of the real intrinsic value of the sum stipulated by agreement, and being desirous to avoid giving you any unnecessary trouble, I shall be willing to receive payment in either of the modes following, according to your option: first, in guineas; secondly, if guineas cannot

be procured, by payment of Portugal gold coin, equal in weight to the number of guineas requisite to discharge the rent; or thirdly by the payment in bank-notes of a sum sufficient to purchase the weight of standard gold requisite to discharge the rent. The alteration of the value of paper money is estimated in this manner: The price of gold in 1807, the year of your agreement, was 4l. 2 s. per ounce; the present market price is 4l. 14 s., arising from the further depreciation of the value of paper; in that proportion an addition of 14l. 12 s. 8d. per cent. in paper money will be required as the equivalent for the payment of rent.”(註)

註 Parliamentary Debates, vol. 20, p. p. 792-793. 又は A Selection from Speeches and Writings of the late Lord King, p. p. 233-234. 參照。兩文は卿が議會演説中に讀上げたもので全然文句が同一である。William Cobbett—Paper against Gold. 4 editions, p. 343, Francis—History of the Faux of England, vol. 1, p. 295. 及び多分是等からの轉載を思はれる。W. Smart—Economic Annals of the nineteenth Century. 1801-1820. p. 299 の三書は前二書と冠詞の使用などの相違の外に一八〇七年が一八〇二年に、百磅が四十七磅五志に、又十四磅十二志八片が十七磅十志になつて居る。茲にはキング自身の讀上げたものを載せて置く。

Bonar はこの第三支拂方法を以て Ingot Plan を私契約に適用したものと稱するのである。

キング卿の要求は極めて合法且つ正當なものであつたが、當時の議會は一八一〇年のかの「地金委員會」の報告を排斥したばかりの時であつたのでキング卿の此行動に驚き卿を以て私利に貪慾なる非愛國的行爲となり非難を加へた。併し乍ら卿は敢へて私利の爲にのみ斯かる行爲に出たのではなくて當時の議會を中心とせる誤れる俗論を是正せんとする正義感に出たものと云へるであらう、又理論的には既に先に紹介した一八〇三年の卿の小冊子中に彼にこのことある可きを充分窺ひ知り得るのである。

議會の樹立した過れる理論の覆されんことを恐れてか Lord Stanhope は紙幣を以ての支拂と鑄貨を以ての支拂との間に一切の差別を禁止する Gold Coin and Bank Note Bill 所謂「スタンホープ案」を提出し、僅かに Lord Grenville, Marquess of Lansdowne, Lord Grey 及びキング卿の反對があつたゞけで上院を通過した。

キング卿の欠席した上院に於ける該法案の第一讀會に於て卿に加へられた非難に抗して一八一一年七月二日の第二讀會に於て卿は(一)彼自身の行爲、(二)國家の現在の減價通貨の一般問題並に昔の價値の標準を破壊し而して王國の合法貨幣

基礎と名稱を覆さんと提出された驚く可き案に就て演説し、自己の態度を辯護し且つ通貨の現状を論じて該案に反對を説へた。(註)

註 此演説は別刷公刊された。尙前記 Selection, p. p. 231259. に轉載されて居る。此問題に就ては「銀行制限條例」制定當時の閣僚 Lord Grenville が却つて彼を最も援助した。その激勵の書簡は Selection, p. 6 参照。

Bonar は又此演説中にも Ingot Plan の片鱗を窺ひ得るとなして居る。彼の引用するのはその演説公刊の附録の二句である。即ち uncoined bullion of the same standard (p. 250) 及び the weight of standard gold (if gold coin cannot easily be procured) requisite to discharge his rent or bond debts, according to the spirit of his contracts である。

併し乍ら私見を以てすれば此問題に就てはキング卿の態度が單に地金と鑄貨とを同等視したといふだけのことではなからうか。さうとすれば既述の通り一八〇三年の著述中に夙に之を同等視して居るのである。Ingot Plan の着想云々は少しく云ひ過ぎではなからうかと思はれる。

斯く解するに於ては Bonar の指摘する二句は地金論者たる卿が無意識に唯金

貨と金地金との同一視す可きを別の方面から述べたに過ぎぬと云へるであらう。さうすると同様の言葉は此演説の隨所に述べられて居るのである。

## 八

然らば卿はその演説に於て如何に自己を辯護し又制限條例が存続し紙幣の下落する限り一物に金貨でのと紙幣でのと二價格の必然存すべき所以を説いたかを簡単に觀察して此稿を終ることとする。

先づ卿の自己辯護論は次の通りであつた。キング卿は前議會に於て政府が「制限條例を戦争の終結を見るまで存続せしめる意向を明かにした以上それが何時まで続くものか不明であるし、一方通貨は年々否な月々にも低落しつゝあるのである。此際卿の「財産を保護し而してその將來の掠奪と損害とを防止する努力の必要あり」考へた。而も卿に他に手段なきを以て「法律に依つて許與され且つ保證された方法」に出でたのであつた。併し乍ら卿をして此快意をなさしめるに至つた直接の原因は此私利の問題ではなく外にあつたのである。即ち或場所に於て卿は從來誰れも適法の負債の支拂或は償還に銀行券を拒絶した者はなかつた、然らば金

と紙幣の價值に差はなく又紙幣の減價もなしといふ甚だ無法な質問を受けたことであつた。そこで卿は之を現實の問題にして斯かる頑冥者をたゞきつけてやるつもりで卿の通知を發したのであつた。

而も卿が通告したのは古い借地契約に對してだけであつて新契約の者に對してでなく、尙その上卿は公正を期する爲に、各契約それぞれの日々に於て通貨の有して居つたのと同一内在的價値の通貨での支拂を要求することを原則とした、而して「此内在的價値を確める爲には契約日に於てその約定地代が購入し得る金の數量を計算し、そして金の同一重量或は理在金のその量を購入するに充分な銀行券での金額を要求するのである。」(D. P. 231-233)

斯くて卿はその通告を朗讀し、更に數年來金の造幣價格とその市價との相違するに至つた次第を數字を以て示し次いで土地の生産物の價格、賃銀その他重要物資の價格が凡て通貨の低落に比例して騰貴して居る、然るに有ゆる場合に何品でも一切の物の價格は需要供給に依り制規されはするけれども、亦それが一旦決した時にはその後はその品々が交換される通貨の内在的價値の悉くの變動に依り

影響を蒙るものであるといふ事を認めねばならぬ。然るには英國の合法貨幣、即ち既知の一定品位の金の既知の一定分量を包含する貨幣で地代を支拂ふ契約なるに如何なる理由からにせよ、減價せる銀行券を以て支拂ふといふは契約の精神と本質に従はぬものであると唱へ、紙幣の斯かる不規則不安定なる際には兩當事にとつて唯一の公正なる道は、通貨の一磅紙幣が協約の日に於て求め得る地金の量を確め、而して地代或は利子或は負債元金額の各一磅に對して地金の同量或は地金の該量を購入するに足る低落通貨の高を要求することである。(P. p. 235-236)

併し乍ら卿は最近の契約に對しては斯かることを——將來に於て現在以上非常に低落せざる限り——要求しなかつた事は既述の通りであるが、その上卿は將來通貨の價值が回復した際にはその割合に應じて低下した地代を受取つて満足する旨をも述べた。

翻つて彼は自己の行動の決して壓制過酷にあらざる所以を明かにする爲に地代の性質に論及し、地代を以て(一)一切の經費、(二)租税、(三)資本の利子と共に土地の總生産物の四部分を構成するものにして、地代は前數ヶ年間に於ける生産物の平均

價格を以て算出されるものと見た、而して通貨の低落の結果は之等四部分の分配の價格も増大すべきものであると説いた。即ち、借地農民は通貨の減價に相當するだけの公正な報償を要求されるのであるならば、彼は少しの損失も蒙らぬであらう、彼は既にその生産物の賣却によつて前金を受けて居るのである、彼が正當な請求權を有し得ぬ追加利益を獲得することを妨げられるのみのものである。國家の富裕と繁榮の増進の結果の價格のどんな増加に對しても、借地農民は有ゆる意味に於て正當な資格を有して居る。價格増加の二原因は全然別個のものである、一はその國の相當な需要の増加から生ずるもので地代の高の計算中には充分入られて居るかもしれないのである、他は通貨の異常から生ずるもので決して當事者の考慮の中には入られ得なかつたものである。卿は之を一七七一年以來の小麥の價格の變遷によつて通貨の下落せる事を立證すると共に、併し需要増加の結果の小麥價格の騰貴を大いに斟酌して後、穀物と金地金との間に存する相對價值を調べて見ることに依つて、金そのもの、供給が同様に極めて著しく増加した事、或は換言すれば金の實際價格が最も明かに減じたといふ事が又考へ得られるであ

らう。その問題の此見解は、余をして、價值の最良の標準に比して金そのものが實際に従前の何時よりも遙かに安價に又遙かに豊富に成る有ゆる可能性を有することを觀て、金の價值に比し紙幣のその現在の大きな低落から生ずる如何なる損失をも最早蒙らぬ様にすることを以て適當なりと悟らしめた。」(pp. 239-240)

金供給の増加に依る金の價值の低落を明かに認めたる點に於て之を漠然たらしめて居る一八〇三年の著作に比して一大進歩と見ねばならぬ、併し乍ら前著に於けると同様に茲にも彼の所謂「最良の價值の標準」の何物たるかを説明して居らぬのである。

次に轉じて彼は公共的見地から論じて「銀行制限條例」の唯一の利益は政府が英蘭銀行から融通を受け得るに過ぎざる事、或は銀行券を法貨たらしめんとする提案を以て之を佛蘭西の Assignats と同一物たらしめんとするものなりとてその弊を述べ、佛蘭西及び埃太利の例を擧げて強制通用がその價值を高める所以に非ざる事等を指摘し、以て「若しも紙幣が支拂ふことを約せる以下の金しか紙幣に與へられねば、如何なる干渉も銀行券の價值を引上げ得ると想像するは無駄である」と

説いて居るが之等の點に就ては詳述することを茲には略す。(p. p. 241-249.)

右演説の公刊附録に於ては先づ卿自身がその負債に就て既に契約當時の通貨の内在的價值に應じて支拂つて居る事を述べて居る。而して Bonar の引用せるは「鑄貨は一般の便宜の爲に發明されたのであつたが、併し若しそれが容易に得られぬならば、支拂は同一標準の無鑄造地金で行はれ得るであらう」中の數言であるが、キング卿はこの事を行ひ得るを實例の數字を擧げて説明して居るのである。

若し彼に Ingot Plan の着想があつたと云ひ得るならば Bonar の擧げる數言よりも寧ろこの數字を以ての説明に多大の注意を引くものあらう。(p. p. 250-251.)

又卿は一七九七年以後の契約には金貨での支拂を期待するものなしとの反対意見に答へて「制限條例は最初は明かに一時的のものであると述べられて居つた、而して十年間は著しい減價がなかつた、何等夥しい損失を一八〇八年以前には蒙らなかつた。通貨がその従前の價值に復するであらうとの希望は多くの人々をして五六分の損失を忍ばせたかもしれない、併し損失の辛抱には限度がなかつたし、そして斯くも久しい間忍耐しての黙従が明かな詐欺と公共的不正に抗せんと

する一切の將來の企圖に反對した一の決定的理由であると今では主張されやうとして居るのである。(P. P. 255.)

七月八日のスタンホープ法案の第三讀會に於てもキング卿は該法案の目的は全然達し得ず制定するも無駄であつて制限條例を撤廢するの外なきこと、然らざれば一物に就て金でのと紙幣でのと二價格は必ず存すべしと主張した。併し同案は結局四十三對十六票で上院を通過した。(P. P. 259-261)(註)

註 該案の下院の上程に就ては J. Francis-History of the Bank of England. vol. I. p. 297 参照。而してその決議の無修正は僅か五行だけでやつと通過して法律となつた。その有効期間は一八一二年三月二十五日まで、あつた、そして一八一二年五月に繼續され又愛蘭に擴張された。更に一八一二年十二月には一八一四年三月二十五日まで延長され而して一八一四年五月に至り一八一二年の條例の規定は「制限條例」の存續中有効と云ふことに命ぜられた。(W. M. Acres—The Bank of England from Within. p. 306.)

尙キング以前に於て一八〇一年に Grigby なる者が地方銀行の Oakes & Co. に同行發行の五ギニー紙幣に對し金貨を要求した際に同行は五磅の英蘭銀行券を五志を支拂つたので彼は五磅金貨を請求したが拒絶されて訴訟となり

結局高等慣習法裁判所 (Common Pleas) の四判事は原告が正當であつて對人間に於ては紙幣は法貨にあらずといふ事に意見が一致したといふ前例がある。(W. G. Sumner—A History of American Currency. p. 235)

更に翌年同條例の修正案が提案されるやキング卿は再びその機會に該案に反對し(四月二十八日)前會期の方法に依り銀行券は裁判所以外での法貨にされた、而して今やそれが裁判所での法貨たらしめられんとするに至つた」と難じた。(P. P. 262-263.)

その後卿は一八一八年二月三日に制限條例存續の反對の爲に演壇に立ち、又翌年五月二十一日には正貨兌換再開始案の爲に立つてその反對説を駁した、而してその兌換開始以後は通貨問題に就て意見を發表したことはなかつた。(P. P. 272-273. 278-283.)

附記 本稿はその豫定のキングとリカアドオの所説の比較並に兩者と對立的立場にある Tooke の物價觀に言及し得なかつた事を遺憾とする。尙之等の問題に就ては小泉信三教授「リカアドオの通貨論」(「リカアドオ研究所」所載)を参照せられ度い。